

個人情報に記載した画像の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された画像（超音波画像）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 画像に印字されていた個人情報

患者の氏名、患者ID、超音波画像

2 事案の経過

○令和6年2月9日（金）11時頃

患者Aの医師確認用の画像を、同時刻に受診していた患者Bの母子手帳に誤って挟み込み、交付した。

○3月1日（金）12時頃

産婦人科を受診した患者Bから、2月9日（金）受診の際に返却された母子手帳に患者Aの画像が混入していたとの申し出を受け、誤交付が発覚した。

主治医が患者Bに謝罪し、画像を回収した。

○3月5日（火）11時頃

主治医が患者Aに経緯を説明し、謝罪した。

3 誤送付の原因

主治医が、患者へ母子手帳を返却する際は、確認を怠ったため。

4 再発防止策

複数の患者を診察する外来において、他患者の画像・書類が混入しないよう、専用のケースを設置し分別する。

また、全診療科の所属長および全医師あてに、患者に交付する画像・書類の氏名確認を徹底することを周知した。